

川崎市保育所等手ぶらで保育スタートアップ支援事業費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 5 日 6 川こ保第 1 9 7 6 号（市長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、保護者及び保育士・幼稚園教諭（以下「保育士等」とする。）双方の負担軽減を図ることを目的に、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業及び幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項に規定する確認を受けたものに限る。）（以下「施設」とする。）が負担する、保護者や保育士等の負担軽減に資する物品の購入費用等及び本補助金の申請等によって生じる事務負担増に係る費用の一部に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 1 3 年川崎市規則第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者等）

第 2 条 補助金の交付の対象者は、市内の施設を運営する者とする。

2 補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、次に掲げる事項を実施している、又は実施の予定がある施設とする。なお、本園と分園がある場合は、それぞれの施設を補助対象施設とする。

- （1）紙おむつ利用の定額サービス（以下「おむつのサブスク」という。）の導入
- （2）紙おむつを除く乳幼児全員の衛生用品一式の用意及び洗濯
- （3）乳幼児全員分の着替え、又はスモックの用意及び洗濯
- （4）布団（お昼寝用コット）カバー、又はタオルケット等の用意及び洗濯
- （5）連絡帳のスマホアプリ等への移行（連絡帳の中でスマホアプリ等への移行が必要な項目としては、出欠席の連絡等に加え、通園時に、保護者と職員の双方が、毎日の子どもの状況等を入力することができる機能を有すること）
- （6）その他、保護者や保育士等の負担軽減に資する取組で、継続的に費用が発生する物品等を用意

3 前項に規定する実施の予定がある施設は、補助金の交付を受けようとする年度の 3 月 3 1 日までに前項各号に掲げる事項を実施する施設とする。

（補助対象経費及び補助金交付額）

第 3 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額の算定は、別表 1 及び別表 2 のとおりとし、補助金を交付する額（以下「補助金交付額」という。）は、それぞれで算出した補助金額の合計額とする。なお、本園と分園がある場合は、それぞれ別に算出するものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金交付額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）（以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める受付期間内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りではない。

- (1) 補助事業に関する収支決算書
- (2) 第2条第2項各号に掲げる事項に関する実施報告書
- (3) 補助対象経費の領収書等支払いをしたことが確認できる書類
- (4) 購入（導入）した備品や設備の写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、別表1若しくは別表1及び別表2の補助対象経費を購入又は負担する事業（以下「補助事業」という。）を実施する補助対象施設に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業の支出に対して保護者負担を求めてはならない。
- (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち、一個又は一組の取得価格が50万円以上の財産については、減価償却資産の耐

用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- （6）取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、市長はその収入の全部又は一部を納付させることができる。
 - （7）本事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
 - （8）その他この要綱の定めに従わなければならない。
 - （9）補助事業者が本条第 1 号ないし第 8 号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市長に返還させることができる。
- 2 市長は、前項各号に掲げる条件のほか、補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等に関し、中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者をいい、市内に主たる事務所又は事業所を有する者に限る。）の受注の機会の増大を図るために、市長が別に定める方針に従い必要な条件を付するものとする。

（決定の通知）

- 第 7 条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその条件を補助金交付決定通知書（第 2 号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、第 5 条の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、その理由を付して補助金不交付決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

- 第 8 条 申請者は、前条第 1 項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付申請取下書（第 4 号様式）により申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第 9 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（補助事業の遂行）

第 10 条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、必要に応じて入札の実施や複数業者からの見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこととする。

（補助事業の遂行の指示）

第 11 条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

（補助事業の変更等）

第 12 条 補助事業者は、補助事業の内容及び補助事業の経費の配分の変更等をしようとするときは、補助金変更交付申請書（第 5 号様式）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第 6 号様式）を、変更内容が確認できる書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助金実績報告書（第 8 号様式）に実績内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助事業完了後に交付の申請を行い、交付の決定を受けている場合は実績報告書の提出があったものとみなすことができる。

（補助金の額の確定等）

第 14 条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 9 号様式）（以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。ただし、前条ただし書きに該当する場合は、交付決定額をもって補助金の確定額とし、確定通知書による通知は省略するものとする。

（是正のための措置）

第 15 条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補

助事業者に命ずることができる。

2 第 13 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（交付決定の取消し）

第 16 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽り其他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件其他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消書（第 7 号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（報告）

第 19 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求めることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 20 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第 10 号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告

を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 前項の報告があった場合には、補助事業者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 5 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

補助対象経費	補助金額	補助上限額
1. 「おむつのサブスク」 実施に伴う、新品のおむつ 保管用の保管庫・ロッカー の購入費	補助対象経費の合計額と補 助上限額を比較し少ない額	左記補助対象経費の補助上 限額 9 9 万円
2. お昼寝用コット・お昼 寝用布団の購入費		
3. 折りたたみヘルメット の購入費		
4. 大型炊飯器の購入費		
5. 自転車置き場の雨よけ 屋根の設置費		

別表 2

補助対象経費	補助金額
本補助金の申請等によって 生じる施設の事務負担増に 係る費用	8 万円